

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成27年度（判）第37号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1125万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年6月22日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年4月21日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成26年8月14日午前9時3分頃から同月18日午後2時45分頃までの間、3取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自己名義及びD名義の証券口座を用いて、直前の約定値より高指値のD名義の買い注文を、被審人が管理するトレード・ラボ投資事業有限責任組合名義の証券口座を用いた売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計3100株を買い付ける一方、同株式合計4500株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計500株を買い付ける一方、同株式合計2800株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

(単位：株)

取引年月日	口座名義人及び 計算の主体	証券会社	売買数量	
			売付け	買付け
平成 26 年 8 月 14 日	被審人	B証券株式会社	0	0
平成 26 年 8 月 14 日	D	C証券株式会社	600	800
平成 26 年 8 月 15 日	被審人	B証券株式会社	0	0
平成 26 年 8 月 15 日	D	C証券株式会社	500	500
平成 26 年 8 月 18 日	被審人	B証券株式会社	2,800	500
平成 26 年 8 月 18 日	D	C証券株式会社	600	1,300
合計			4,500	3,100

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、  
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、2,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量500株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(914円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量17,000株を加えた17,500株である

ことから

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(2,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (940 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 941 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 942 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 944 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ & + 948 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 950 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) - (914 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株}) \\ & = 88,700 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（17,500株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（2,800株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（1,675円）に当該超える数量14,700株（17,500株－2,800株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,675 \text{ 円} \times 14,700 \text{ 株}) - (914 \text{ 円} \times 14,200 \text{ 株} + 950 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ & + 951 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 958 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 959 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 960 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 11,165,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額11,254,600円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、11,250,000円。